

外国人を雇用する事業主の方へ

令和2年3月から

外国人雇用状況の届出において、 在留カード番号の届出が必要となります。

令和2年3月1日以降に、雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出において、**在留カード番号の届出**が必要となります。

外国人雇用状況届出における届出方法は、**雇用保険被保険者の場合と雇用保険被保険者以外の場合で、取扱いが異なります**ので、ご注意ください。

(※) 労働施策総合推進法(昭和41年法律第132号)に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れと離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。

<雇用保険被保険者となる外国人についての在留カード番号の届出について>

雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届外国人労働者在留カード番号記載用【別紙】

1. 事業所番号

4	9	0	0	-	0	0	0	1	1	1	-	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記載例

2. 在留カード番号記載欄

雇用保険被保険者取得届(連記式)の場合は、個人別表の被保険者番号を記載 ※雇用保険被保険者資格喪失届は記載不要	被保険者番号 ※はじめて雇用保険の被保険者となる場合は記載不要	氏名	在留カード番号記載欄 (※在留カードの右上に記載されている12桁の英数字)
1	1	ABCDEF	A B 1 2 3 4 5 6 7 8 C D
2	2	GHIJKLM	A B 2 3 4 5 6 7 8 9 C D
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			

- ◆ 雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届とあわせて、左の様式に在留カード番号を記載の上、ハローワークにご提出いただきます。
- ◆ インターネットでの電子申請(e-Gov)についても、左の様式に入力の上、添付しての申請が必要になります。
※当該様式(Excel)は、e-Gov上に掲載いたします。

◆ 在留カード番号記載欄

在留カードの右上に記載されている12桁の番号をご記載願います。



※ 別様式でご提出いただく届出方法は、雇用保険被保険者資格取得届及び資格喪失届が、様式改正(在留カード番号記載欄が追加)されるまでの**暫定運用**となります。様式改正については、令和2年度中の改正を予定しております。

電子申請は



イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問合せください。

電話番号：050-3786-2225 / F A X：050-3786-2226

e-Gov お問合せフォーム：<https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>



厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

(裏面へ)

<雇用保険被保険者以外となる外国人についての在留カード番号の届出について>

様式第3号（第10条関係）（表面）

雇 入 れ 離 職 に係る外国人雇用状況届出書

フリガナ(カタカナ) ①外国人の氏名 (ローマ字)	姓	名	ミドルネーム
②①の者の在留資格		③①の者の在留期間 (期限) (西暦)	年 月 日 まで
④①の者の生年月日 (西暦)	年 月 日	⑤①の者の性別	1 男 ・ 2 女
⑥①の者の国籍・地域		⑦①の者の資格外 活動許可の有無	1 有 ・ 2 無
⑧①の者の 在留カードの番号 (在留カードの右上に記載され ている12桁の英数字)			

雇入れ年月日 (西暦)	年 月 日	離職年月日 (西暦)	年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届けます。

事業主	事業所の名称、所在地、電話番号等	雇用保険適用事業所番号 □□□□-□□□□-□□
	事業所の名称、所在地、電話番号等	TEL □□□□□□□□
	主たる事務所 (名称) (所在地)	TEL □□□□□□□□
	氏名	印

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名
		公共職業安定所長 殿

◆ 在留カード番号記載欄

- ・ 在留カード番号記載欄が様式に追加されます。
- ・ 在留カードの右上に記載されている12桁の番号をご記載願います。



◆ ハローワークインターネットサービスでの申請については、入力画面上の在留カード番号欄に入力の上、申請いただけます。

ハローワークインターネットサービス (<https://www.hellowork.go.jp/>) の「事業主の方」または「申請等をご利用の方へ」のページ内にある「外国人雇用状況届出」から利用することができます。

外国人雇用状況届出

または、外国人雇用状況届出システム

外国人雇用状況届出システム

検索

※ 外国人雇用状況届出システムの「操作マニュアル」はこちら（厚生労働省HPからリンク）に掲載しています。
https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/_material/_localhost/doc/gaikokujin_koyoujyoukyoutodokede_sousamanyuaru_.pdf

<届出に当たっての注意事項>

届出先

雇用保険被保険者の外国人については、雇用保険の適用を受けている事業所の所在地を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届け出てください。
※被保険者以外の外国人については、就労する施設等の所在地を管轄するハローワークに届け出てください。

<国又は地方公共団体に係る外国人の雇入れ又は離職について>

国又は地方公共団体に係る外国人の雇入れ又は離職に係る外国人雇用状況通知書についても、令和2年3月1日以降、在留カード番号の通知が必要となります。

<経過措置について>

令和2年2月29日以前に雇入れ、離職のあった外国人についての届出については、令和2年3月1日以降も経過措置として、これまで通りの届出様式により、届出ができます。

<外国人の雇用状況届出について>

労働施策総合推進法（昭和41年法律第132号）に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れと離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。

なお、在留資格「外交」、「公用」の方及び特別永住者の方については、外国人雇用状況届出の対象外となっております。

外国人雇用はルールを守って適正に

不明な点は、お早めに事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください